

4月13日

滋賀県知事 三日月大造 様

滋賀県教育長 福永忠克様

新型コロナウイルスの感染拡大対策への緊急申し入れ

日本共産党滋賀県議会議員団

団長 節木 三千代

東京都や大阪府では感染者の増加が続き、7都府県で緊急事態宣言がだされた。滋賀県でも草津市内事業所においてクラスターが発生し、複数の感染者が確認されている。先日開かれた国の専門家会議では「爆発的感染が 起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される」との指摘が出されるなど、感染をめぐる新たな局面に直面している。また帰国者・接触者相談センターでは、様々な相談が多数寄せられ、混乱も発生している。

感染拡大防止のための「自粛」に伴い、宿泊や飲食店ではキャンセルがあいついでいる。全国的に学生の内定取り消しや派遣切りなど、地域経済や雇用への影響は深刻さを増している。

こうした状況のなかで、国の追加対応策がしめされたが、そのものを抜本的に充実させるとともに、速やかに県独自制度の創設を含む補正予算を編成するなど、感染拡大防止に全力を挙げることが重要である。その際に、自粛と補償を一体的に取り組むことが求められている。

県におかれては、以下の項目について緊急に取り組まれるよう要望する。

1. 情報提供・相談体制の強化について

(1) 県内にも感染者が急増するなか、県民の不安の声を関係機関や各団体と連携し きめ細かくつかむとともに、あらゆる媒体を通じて的確かつ迅速な情報発信を徹底して、感染拡大防止のために県民の理解と協力を得ること。

(2) 帰国者・接触者相談センターとは区別し、くらしや営業などの相談については、市町 村や国の出先機関、関係団体などと連携したワンストップの総合相談窓口を設置し、電話など相談体制の抜本的強化を図ること。

(3) 休校や自粛にともない家庭内の生活が長期にわたろうとしている。コロナ対策のなかに、子どもの虐待、DVなどの防止・救済対策を位置づけることが求められる。児童相談所、市町、関係機関との連携をつよめ、電話相談体制の強化など命をまもる対策を強めること。

(4) 感染者や関係者を傷つけ、不安をまおり、感染防止の妨げにもなりかねない不当な差別や偏見、誹謗中傷に対しては、絶対に許さないとする毅然とした態度で当たるとともに、相談窓口を設けるなど被害の回復に努めること。

2. 医療・検査体制について

(1) 滋賀県は現在 34 床の感染症病床を最大で約 2000 床増やすとしている。しかし、病床確保のための国の補助金が 1 日 1 万 6190 円では病院事業者に多額の損失が生じる。感染症病床数の抜本的拡大のために、国の補助金の抜本的引き上げを求め、県独自にも予算措置すること。

(2) 症状に応じた医療提供、病院の機能分けなど病院体制の強化とともに、必要な医療

スタッフの増員を行うこと。その際、十分に医療現場の声をきくこと。資機材とともに、人工呼吸器などの機材がただちに準備できるよう具体的に対応すること。

(3) 帰国者・接触者外来以外にも、意思と能力のある医療機関に、通常の患者とは別のスペースに「発熱外来」を設けてもらい、コロナ対応の外来診療体制の強化すること。その際の資機材の確保に努めること。

(4) 資器材の確保と安定供給のための用途を示すとともに、マスク、防護服、ゴーグルや消毒液を確保し、医療・介護、保育・福祉施設への安定的な供給に尽力すること。

(5) 軽症者のための宿泊・療養施設を確保するために、必要経費を国に求めるとともに県独自の予算措置もおこなうこと。

(6) 院内感染の不安から、どの医療機関も受診患者が激減し、深刻な経営危機に直面している。医療体制に対する国の支援交付金の抜本的な引き上げを求めるとともに、県独自に支援制度を創設すること。

(7) 無症状の感染者や軽症者を自宅で養生する場合、それを支える地域の開業医らのネットワークをどのようにつくるか、ホームヘルパーなどの訪問の際の感染防護をどのようにするか検討をおこなうこと。

(8) 医師が必要と判断した全ての人は、PCR検査が受けられるよう体制を整えること。そのために、保健所の体制を抜本的強化すること。「ドライブスルー方式」による検体採取を急ぐこと。

(9) 病状に応じた抗体検査の実施や積極的な疫学調査ができるよう衛生科学センターの体制を強

化すること。

3. 経済対策・生活支援について

(1) コロナ感染拡大による影響について、業種別など実態を把握すること。

(2) 感染予防の観点から、事業者や労働者が安心して休業できるよう「自粛要請は補償と一体で」の立場をつらぬき、国の責任で十分な保障を求めるとともに、県民、事業者の声をよく聞き、県としての財政支援を検討すること。

(3) 融資や補助、貸付、住宅ローン返済据え置き、保険料繰り延べ、国保での傷病手当給付など、すでに実施している制度の周知を徹底し、申請手続きを簡易にし、迅速に対応すること。固定経費の直接助成を国に求めるとともに県として取り組むこと。

(4) 解雇、派遣切り、内定取り消し、有給休暇の強要などについて、雇用を守るため滋賀労働局と連携し、相談体制をつよめること。

(5) 経済支援制度を広く県民にしらせるための相談窓口を充実すること。

(6) 県独自に雇用調整助成金を5分の4まで拡充されたが100%に引き上げること。フリーランスや雇用保険未加入の非正規労働者に対しても一般労働者と同水準の所得補償をおこなうこと。

(7) 社会福祉協議会などに対して、相談窓口の充実で、生活資金など早急な制度利用が図れるよう、体制強化への支援を行うこと。そのための財源を県が予算措置すること。

(8) 小学校休業等対応助成金の交付がごくわずかにとどまっている。県内の活用実態を把握すると

ともに、事業者・労働者へ制度の周知を徹底すること。

(9) 新型コロナ感染症の影響による収入減少した被保険者は、国保料(税)の減免の対象

となるが、対象者への周知を図ること。被用者に限らず、市町の判断で対象枠を拡大できることを市町に周知し、県としても財政支援すること。後期医療についても同様の対応をすること。

(10) 国民健康保険制度における「傷病手当」について、国会でも議論され、「市長の専決処分でも対応可能」「従来の枠を拡大すること」も可能との答弁なされていることから、各市町の条例で枠が広がるよう県として財政支援をすること。

(11) 中小企業の社会保険料や所得税・消費税の納税の猶予、延滞料金の減免を行うこと。

(12) 生活保護の決定に際しては、たとえば「就労できるか」どうかの「判断を留保することができる」などと柔軟な対応を求めた厚労省の事務連絡を、各市町担当課に徹底すること。

4. 学校の休校と再開について

(1) 学校の休校・再開の判断は、文科省の臨時休業の実施に関するガイドラインに基づきおこない、不安を抱える保護者などに理解を得られるよう丁寧な説明をおこなうこと。

感染予防のために、現場の体制を含めた万全の対策を期すこと。

(2) 再開においては、学校現場において「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための必要な対策を講ずること。緊急に必要な教職員を増員し、教室内で少人数指導が可能となるよう条件整備すること。

(3) 休校中であっても、「保護者が医療従事者、社会機能維持のために就業の継続が必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難である場合と、障害があり一人で過ごすことが難しい場合は受

け入れる」としている文科省のガイドラインに基づき、対応すること。

(4) 休校中の特別支援学校に通う児童生徒へのスクールバスの運行は、保護者の要望に応えたものであり歓迎する。くわえて、「給食等必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとる」ことを求めている文科省通知にもとづいて給食を実施すること。

5. 学童保育について

(1) 学校以上に学童保育所は、施設空間が狭く、大勢の子どもたちが生活するだけに、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため必要な対策を講じなければならない。子ども一人 1.65 m²が基準となっているが、それ以上のスペースを確保すること、必要な場合は教育委員会と相談し、学校の施設の利用も円滑に利用できるよう横断的な対応を求める。

(2) 学童保育の受け入れ体制を強化するうえで、教員が支援にはいれるよう市町の教育委員会に周知すること。

(3) 長期にわたる休校に伴い、学童指導員の疲弊もピークとなっている。現場の状況をよくつかみ人員を増やすための財政措置を県として取り組むこと。